

審判法実施上の留意点

平成19年全日本剣道連盟後援、秋田県剣道講習会（審判法）2007.07.01. 資料

於、秋田県立武道館 大道場

講演 剣道範士 藤井 稔、講習 剣道範士 長尾英宏

講習補助 剣道範士 目黒大作、剣道教士八段 田口 昇

【配布資料1.】

1. 審判法とは何か
 - ・ 適正
 - ・ 公平
 - ・ 違法
 - ・ 不当
2. 目的と任務
3. 審判員の心得
 - ・ 審判員の一般的要件
 - ・ 留意事項
4. 審判法講習における留意事項
 - (1) 試合内容を正しく判定する
 - ・ 審判の目的
 - ・ 審判員の任務
 - ・ 有効打突の判定に間違いがないこと
 - ・ 決して勝者を敗者にしないこと
 - ・ 独自性に陥らない客観性のある審判
 - (2) 有効打突を正しく見極める能力を養う
 - ・ 有効打突の条件と諸要素の理解
 - ・ 技の違いと錬度に応じた打突の見極め
 - (3) 禁止行為の厳正な判断と処置をする
 - ・ 行為の原因と結果の正しい見極め
 - ・ 禁止行為に対する適正な処置
 - (4) 審判員の位置取りと対応の仕方
 - ・ 基本原則
 - ・ 例外的な現象
 - ・ その他
 - (5) 見落とししやすい有効打突
 - ①～⑧
5. 当面の問題点

審判法の講習に先立って

講師 剣道範士 藤井 稔 (北海道大学師範)

剣道の性格とは

．．．．． 最近の全日本選手権、世界剣道大会、全国高校生大会を見て感じたこと
競技性 伝統性 闘争性 について

1. 競技性に強くただ勝てば良いという、勝利至上主義はいけない。
2. 強いチームを作る指導者が偉いのか？ そうではない。
3. 礼法の欠如。提刀から帯刀、礼のポイントを確認すること。
4. 無駄打ちが多い。 打つべき時に打ち、打たない時は打たない。
5. 年齢に合った、たとえば高齢者では枯れた剣道を。
→ 若い人の見本になる指導者であるべき。
6. 攻めて、隙を作り、身を捨てて打ち込む。
7. 姿勢を崩した、身所隠しの姿勢。
8. ごまかしの打突。錨迫り合いからの引き技に見る、剣道の本質では無い技。
9. 主審の開始宣告と同時に、錨迫り合いに。これは反則。
10. 剣道では正しい打ちを一本とする。柔道では、一本以外に、有効や、技ありの判定あり。
11. 剣道の打ちは、4方向（正面、右斜め、左斜め、突き）。武士道・日本刀の刃筋は9方向（正面上、正面下、右斜め、右斜め下から上、左斜め、左斜め下から上、水平右、水平左、突き）
12. 見苦しい打突を、一本にしてはならない。見苦しい勝ちより、清く負けるが良い。
13. 剣道の真の敵は、実は自分自身。

⇒ 指導者は、上記の精神を指導しなければならない。

審判法実施上の留意点の解説（講演）

【配布資料1. に指導者向けアドバイスを加えたもの】 講師 範士 藤井 稔

1. 審判法とは何か

- ・ 適正 = 適法なこと。
- ・ 公平 片寄りのないこと。
- ・ 違法 規則上の禁止行為 審判規則 15-17 条を、何回もきちんと取ること。
- ・ 不当

2. 目的と任務

目的は、正確な審判法。

任務は、試合の円滑な運営。= 声が聞こえない様ではだめ。

3. 審判員の心得

- ・ 審判員の一般的要件は、公平無私であること。自分のチームの審判は遠慮する。
規則をマスターすること。
竹刀の方向を見極める。
審判法に精通する。
健康体であること。
- ・ 留意事項
服装を端正に。
控えの椅子でも、腕組みや、足組みをしない。
審判経験を、出来るだけ多く積むこと。
良い審判を見習うこと。

4. 審判法講習における留意事項

(1) 試合内容を正しく判定する

- ・ 審判の目的 正確な審判法。
- ・ 審判員の任務 試合の円滑な運営。= 声が聞こえない様ではだめ。
- ・ 有効打突の判定に間違いがないこと。
①しのぎでは打たない。②面と胴は強く打つこと、小手はタイミングと手の内で。
- ・ 決して勝者を敗者にしないこと。
- ・ 独自性に陥らない客観性のある審判に努めること。

(2) 有効打突を正しく見極める能力を養う

- ・ 有効打突の条件と諸要素の理解 : 試合審判規則 12 条の規定=気勢、姿勢、残心。
- ・ 技の違いと錬度に応じた打突の見極め : 技の錬度 全日本戦の見事な返し胴。
面と胴は強く打つ=骨を切る。 → 小学生や女性と、成人男子は同じではない。
突きと小手は手の内（タイミングなど）で判断する。軽くても良い。

(3) 禁止行為の厳正な判断と処置をする

- ・行為の原因と結果の正しい見極め : 迷ったら合議をかける。
- ・禁止行為に対する適正な処置 : 迷ったら合議をかける。

(4) 審判員の位置取りと対応の仕方

- ・基本原則 : 主審のみが有効打突としたとき、副審に表示が無ければ、止めをかけて合議すること。
- ・例外的な現象 : 原因と結果について、原点に戻ることに。
- ・その他 : 審判旗の取り扱いについて、移動する時は右手に合わせ持って、節度ある移動を。有効打突の表示では、45度より少し上で、少し内側に捻ると良い。

(5) 見落としやすい有効打突

①～⑧ 解説なし→実技で。

5. 当面の問題点

場外反則は、足や竹刀が完全に外の床に出た時。一部でも足がラインに接していればOK。倒れた時は、体の一部が場外に出た時。

審判法実技講習

第3会場 第3種公認審判員の部

指導： 田口 昇 教士八段

1. 合議の掛け方： 主審の合議 → 止め—合議。
副審の合議 → 止め 主審に伝え 主審が合議を宣告。
2. 位置取り： 左肩越しに見る方法 & 右肩越しに見る方法。
3. 二等辺三角形の作り方： 開始時、副審の移動は開始線の内側を通る。
審判中の移動は、直線的に切り込むこと。
4. 審判に関する通達：
 - ① 片側に審判が偏った場合には、止めをかけて元へ戻す。
 - ② 開始、終了時の副審の移動は、開始線の内側で。
 - ③ 負傷者が出た場合には、その場の判断で負傷者救済の処置を行う。
 - ④ 二刀の場合、小刀での有効打突は、太刀で相手の竹刀を押さえた場合に認める。
鏢迫り合いからの、小刀による打ちは、有効打突にならない。
 - ⑤ 体当たりした後で、打ちに変わる技は反則か？
 - ⑥ 薬物の使用と保持については、世界大会のルールでも定義された。
5. 実際の審判
受講者は三人一組となり、各自主審一回、副審二回を行った。
競技者は、秋田南（男子）、明桜（男女）、秋田北（女子）、秋田（男子）の国体強化選手など。田口教士八段が、随時試合を止めて、アドバイスした。
以下は、同会場の受講者への、現場でのアドバイス。
 - ① 副審は、主審が動きやすい（位置取りをし易い）様に、方向を考えて動く必要がある。
 - ② 試合者が遠間に居る時に動く。近間の時は位置を保持する。
 - ③ 必要に応じて、試合者に近づいても良い。5～6mくらい。
 - ④ よく見える位置取りをする。主審が中心だが、他の審判の位置も頭に入れる。
 - ⑤ 面と胴は強く打つ。小手と突きは、タイミングが良ければ有効打突とする。
 - ⑥ 審判の移動は、直線的に動く。弧を描かないこと。
 - ⑦ 旗の柄頭は、手中に納める、示指を付けて、真下に向ける。上げる時は、真横方向 45 度に上げるが、これも弧を描かずに最短距離で直線的に上げ下げすること。

旗を持って歩く時は、あまり振らない様にする。

旗の巻き方は白を内側に、丁寧に巻く。立て巻きでも横巻でも良い。

- ⑧ 審判の位置は、通常はラインの内だが、必要に応じてライン外でも可。ただし出来るだけ近くに位置すること。
- ⑨ 引き面では、下がり方に勢いがあれば、有効打突にする。
- ⑩ 審判の両足の踵は付ける。
- ⑪ 主審と副審による二等辺三角形の形は、できるだけ崩さない。

第3会場 (第3種 公認審判員の部) まとめ

指導： 田口 昇 教士八段

1. 反則行為は、良く確認する。
 - 竹刀や足の場合外は？ → あっ！??と思ったら、止め→合議で判断すること。
 - 竹刀が回った時は？ → 直すのは、主審のみが可。主審がわからない時は、副審がタイミングを見て、止めの時など主審に伝える。副審は、合議を宣告できないので。
 - 押し合いの時？ → 危険がある時は、止めをかけてよい。
2. 全県大会では、第3種公認審判員の審判機会は少ないが、よく勉強して欲しい。
3. まだ公認審判員を受有しない方も、審査会で今回の講習どおりにやれば必ず合格できる。
4. 審判は、大きな声で、判るように指示する。今日は、相面（実際の相面はほとんど無い）や、早い連続技で、少し見落としが有った。

審判法実技講習の総括

指導： 長尾英宏 範士

藤井 稔 範士

長尾範士の主審 6 か条

1. 試合の流れを見極め、適正な試合の流れを作る。
2. 常に副審の動きを視野に入れ、主審としての行動を早め取る。
3. 中止命令、判定は主審が行う。大声ではっきりと、判定を宣告する。転倒や、竹刀を落とした時は、一拍置いてから止めとする。状況判断でタイミングを決める。
4. 高校生などの早い動きを判定するには、体力が必要なので、体調を整える。また、主審は悠然と試合を視野に入れる。
5. 有効打突の判定、合議の判断は、主審の力量を問われる。
6. 三人の審判の意志疎通が上手く行かずに、問題が生じた時は、終了後早めに修正すること。

藤井範士の総括・質問への答え

1. 質問 1 番： 神武館三吉道場 根田より
竹刀が回っているのを主審が気付かなかった時は？
答え： 止めなどの時に副審が主審に知らせるが、指導後、また回って打突した場合は、有効打突としない。
- 質問 2 番： 秋田北高校教員 木浪より
不戦の選手が、不戦勝を宣告される時に、検量印の無い竹刀で宣告を受けた場合は？
答え： 規定外の竹刀では、無効となる。不正竹刀の使用で失格となるので、以後その試合は出場停止となる。
- 質問 3 番： 秋田南中教員 畠山より
中学生では突きが無いが、下から上に打った小手が、有効打突と判定されたのを全国大会で見たことがあるが、如何か？
答え： 下からでは有効打突とはならない。上から 45 度の胴は有効打突。また、竹刀を頭上で剣先を右下に構えて、打たせない姿勢を取る者が居るが、これを無くす為にも、逆胴は積極的に有効打突とするべきだ。北海道では逆胴を有効打突と判定するので、この防御姿勢を取るものは居なくなった。

鏢迫り合いについて：

試合・審判・運営の手引きにもあるが、鏢迫り合いの反則を必ず取ること。概ね皆鏢迫り合いが高すぎる。もっと低い位置で行うように、指導して欲しい。

2. 国体強化選手の高校生へ

攻めは、気で攻め、理で打つの意。危険性を感じた時は攻めがあった時。そこへ打ち込むこと。

隙とは、実を避けて、虚を突くこと。すなわち、相手の動作の起こるところ、居ついたところ、技の尽きたところ、いわゆる三つの許さぬ処に有る。

3. 好きな言葉

「一源三流」 元全剣連会長 木村篤太郎先生の言葉

国の為に血を流し、家族の為に汗を流し、友の為に涙を流すこと。

「無罣礙（むけいが）」 関わりが無いこと。 ⇒ 勝ちに捕らわれずに、肩に力を込めないこと。